

第3章

うるおいのある快適なまちづくり

- 8 自然環境の保全と活用
- 9 誰もが快適に暮らせるまちづくり
- 10 資源循環型社会のまちづくり

8 自然環境の保全と活用

(1) 自然環境保全意識の高揚

基本方針

学校・市民活動・企業の中で、子どもから大人まで多くの人が自然に関心を持ち、自然を大切にする環境保全意識を醸成するための情報提供を行うとともに、主に小学生やその保護者を中心に、自然を体験しながら、環境保全についての学習を推進します。

目標指標

指 標	説 明	現 状	H24	H29
環境NPO数			～	
環境活動を支えるリーダー数			～	
「親と子の水辺の教室」の回数		2	～	2
エコツアー開催数		1	～	1
市内一斉ノーマイカーデー実施回数		2	～	
環境フェスタ開催数		1	～	

現状と課題

本市は、山林、農地、ため池、河川、用水路、海岸・海等恵まれた自然環境に囲まれる生活環境を有しており、恒久的に市民生活を支える基盤となっています。きれいな水辺、豊かな緑、自然の動植物、美しい景観等は人々に安らぎとうるおいを与えます。

しかし、近年、開発に伴い自然環境の割合が減少してきています。

自然環境は、一度壊れると回復するのに長い期間を要するなど、自然環境の保全は、快適な市民生活を支える重要な課題です。

自然と人間との共生を確保し、かけがえのない自然の恵みを市民が将来にわたって享受していくことが出来るよう、本市の残された自然を大切に、緑や水辺等身近な自然の回復、野生動物の保護、自然とのふれあいの場の確保など、自然と人が共生する快適でうるおいのあるまちづくりを目指して、環境保全意識の一層の高揚を図る必要があります。

施策体系

(1) 自然環境保全意識の高揚

① 環境教育の推進

② 自然とのふれあいの場の確保

施策展開

① 環境教育の推進

● 施策内容

学校・市民活動・企業の中で必要な環境保全意識を醸成するための情報を提供します。

● 主な取り組み

② 自然とのふれあいの場の確保

● 施策内容

主に小学生やその保護者を中心に、自然を体験しながら、環境保全についての学習を推進します。

● 主な取り組み

8 自然環境の保全と活用

(2) 自然環境の保全と適正利用

基本方針

森林や農地が持つ水源のかん養や大気浄化などの公益的・多面的な機能の維持・活用を図るため、荒廃森林・耕作放棄地の再生、農地の維持保全による遊水池環境の形成、森林面積を維持することによって山の保水力の確保を図り、市街地での洪水を防ぎ、地球の温暖化防止を促進します。また、市民の財産である海や山、田園空間等による美しい景観を維持保全します。

目標指標

指 標	説 明	現 状	H24	H29
交付金事業件数		6	～	6
中山間地保全地域	地域数	6	～	
離岸堤・養浜整備量	整備延長		～	
市民農園の開設箇所	箇所数	3	～	4
森林面積		6,205	～	
耕地面積		1,470	～	

現状と課題

近年の地球温暖化や風水害の頻発などから自然環境の重要性に対する認識が高まり、森林や農地が持つ水源のかん養や大気浄化などの公益的・多面的な機能が注目されています。しかし、その反面、林業従事者や農業従事者の高齢化の進行とともに、荒廃森林・耕作放棄地が増加しています。

森林や農地の持つ公益的・多面的な機能に着目し、平成19年度から農地・水・環境保全向上対策事業が本格的に導入されますが、採択基準が農振農用地域で、面積要件として概ね20ha以上必要です。

また、この対策は、非農家も含めた活動組織を構成し、地域ぐるみで社会共通資本である農地・水・環境の良好な保全向上を目的としたものであり、地域のリーダーを育成する必要があります。

施策体系

(2) 自然環境の保全と適正利用

① 荒廃森林・耕作放棄地の維持・保全

② 美しい農山漁村景観の形成

③ 市民の森や市民農園の整備

④ 洪水防止空間、地球温暖化防止空間の形成

施策展開

① 荒廃森林・耕作放棄地の維持・保全

● 施策内容
近年の地球温暖化防止や洪水防止の方策として、森林・農地環境の保全を図ります。

● 主な取り組み

② 美しい農山漁村景観の形成

● 施策内容
市民の財産である海や山、田園空間等の美しい景観の維持保全を図ります。

● 主な取り組み

③ 市民の森や市民農園の整備

● 施策内容
身近な自然と親しみ、ふれあえる場として市民の森、市民農園の整備を図ります。

● 主な取り組み

④ 洪水防止空間、地球温暖化防止空間の形成

● 施策内容
農地の維持保全による遊水池環境の形成、森林面積の維持による山の保水力の確保などを図り、市街地での洪水を防ぎ、地球温暖化の防止に努めます。

● 主な取り組み

8 自然環境の保全と活用

(3) 環境保全対策の推進

基本方針

京都議定書による地球温暖化防止目標によって、本市の温室効果ガス排出量削減目標を定め、市民の行動計画に結びつけていきます。一方、産業型公害・都市生活型公害や地球環境問題に付随する環境要素への対応など環境問題は広がってきていることから、総合的な観点に基づく施策展開を検討します。

具体的には、調査測定体制の充実分析機器等の計画的更新、公害の未然防止のために主要企業と環境保全協定を締結し、事前協議制度や環境審議会を活用します。また、市の環境の現状について調査した結果や環境行政のしくみを取りまとめ、書籍として発刊します。

目標指標

指 標	説 明	現 状	H24	H29
基準違反企業への指導回数		7	～	0
環境審議会開催回数（部会等を含む）		5	～	
事前協議の件数		23	～	
温室効果ガス排出量			～	

現状と課題

市民の健康で文化的な生活を確保するには、快適で良好な環境の保全が不可欠で、そのためには工場等発生源の調査、指導や環境の監視、測定は欠くことができません。

公害の未然防止を図るため、企業と環境保全協定を締結し、工場増設の際には事前に協議し重要な案件は環境審議会に諮問し答申を得ることとしています。

現在、環境保全係と環境調査センターで大気、水質、騒音、振動、悪臭等の測定体制をとっていますが、これらの業務継続と調査内容を広く市民に公表することを検討中です。

今日の環境問題は多種多様で、地球環境問題等を含めて総合的な観点での対応を求められています。

また、調査分析業務は発生源の調査や環境監視のみにとどまらず、各種の行政需要調査（地下水、水処理センター、浄化槽、プール等）も年々増加しており、調査体制の整備充実が課題となっています。一方、測定分析機器は耐用年数を超え、老朽化したものもあるので、順次更新していく必要があります。

施策体系

(3) 環境保全対策の推進

① 環境監視等の推進

② 公害の未然防止対策の推進

③ 地球環境問題への取り組み

④ 総合的な環境管理の推進

⑤ 環境情報への対応

施策展開

① 環境監視等の推進

● 施策内容

調査測定体制の充実のため分

● 主な取り組み

② 公害の未然防止対策の推進

● 施策内容

公害の未然防止を図るため、主要企業と環境保全協定を締結し、事前協議制度や環境審議会を活用を進めます。

● 主な取り組み

③ 地球環境問題への取り組み

● 施策内容

京都議定書による地球温暖化防止目標に基づき、本市の温室効果ガス排出量削減目標を定め、市民の行動計画と連携しながら目標達成に努めます。

● 主な取り組み

④ 総合的な環境管理の推進

● 施策内容

産業型・都市生活型公害から地球環境問題にいたるまで複雑・多様化した環境問題に対応するため、総合的・計画的な取り組みを進めます。

● 主な取り組み

⑤ 環境情報の公表

● 施策内容

市の環境の現状について調査した結果や環境行政のしくみを取りまとめ、書籍の発刊を図ります。

● 主な取り組み

9 誰もが快適に暮らせるまちづくり

(1) 住環境の整備

基本方針

ゆとりある住宅の供給と快適で質の高い居住空間を提供するため、総合的な住宅政策として、住宅整備等に係る計画を策定・推進します。持家取得を希望する世帯には、良好な住環境を備えた宅地供給を推進し、本市への定住を促進します。また、誰もが住んでみたい魅力ある住まいづくりの一環として、良好な居住環境を備えバリアフリー構造を有する高齢者向けの賃貸住宅を供給する賃貸住宅事業者に対して、国、県、市が補助金等の支援を行います。一方、市営住宅は、計画的な建替えと有効活用及び適正な管理により、みんなで支え、つくりあげる体制づくりを推進します。

目標指標

指標	説明	現状	H24	H29
住宅の高齢者対応等バリアフリー化率			～	
利子補給制度の活用件数		0	～	
高齢者向け優良賃貸住宅の供給戸数		55	～	
公営住宅の高齢者対応等バリアフリー化率			～	
住宅専門家の派遣件数		0	～	
住宅相談の相談件数		0	～	

現状と課題

近年、私たちを取りまく社会情勢は、少子高齢化、男女共同参画社会の形成、高度情報化時代の到来等複雑多様化してきています。

このような転換期こそ、時代に適合したライフスタイルとりわけその根幹をなす住宅政策の果たす役割が重要となっています。

本市では、既成市街地において、木造住宅の老朽化や狭隘道路の多さ等基盤整備の立ち遅れ等による居住環境の悪化に対し、その対応が求められています。

また、住宅需要の受け皿として活発な宅地開発による新市街地において、良好な住環境の形成が求められています。

住宅の状況



施策体系

(1) 住環境の整備

① 総合的な住宅政策の展開

② 定住を促す良好な住宅の供給推進

③ 高齢者対応住宅の普及

④ 市営住宅の適正な管理と建替えの推進

⑤ 子育て支援住宅の供給推進

施策展開

① 総合的な住宅政策の展開

● 施策内容

ゆとりある住宅の供給と快適で質の高い居住空間を提供するため総合的な住宅政策として、住宅整備等に係る計画の策定を進めます。

● 主な取り組み

② 定住を促す良好な住宅の供給推進

● 施策内容

持家取得を希望する世帯に対して本市への定住を促進するため、良好な住環境を備えた宅地供給を推進します。

● 主な取り組み

③ 高齢者対応住宅の普及

● 施策内容

「高齢者の居住の安定確保に関する法律」(平成13年4月制定)に基づき、良好な居住環境を備えた高齢者向けの賃貸住宅の供給を行う民間事業者の支援を図ります。

● 主な取り組み

④ 市営住宅の適正な管理と建替えの推進

● 施策内容

市営住宅の計画的な建替えと有効活用及び市営住宅の適正な管理を図ります。

● 主な取り組み

⑤ 住まいづくりの推進体制づくり

● 施策内容

市内の住宅整備や住宅改善を積極的に進めるため、建築関係機関団体等と連携しながら、行政と民間の協働の推進体制づくりを図ります。

● 主な取り組み

9 誰もが快適に暮らせるまちづくり

(2) 公園・緑地の整備・保全

基本方針

緑豊かでうるおいのある快適な環境づくりを進めるため、都市公園の整備と適正な管理運営を行い、恵まれた緑地の保全を図ります。また、都市にうるおいをもたらす緑化を促進します。

目標指標

指 標	説 明	現 状	H24	H29
市民一人当たりの都市公園面積 (㎡)		30.3	～	

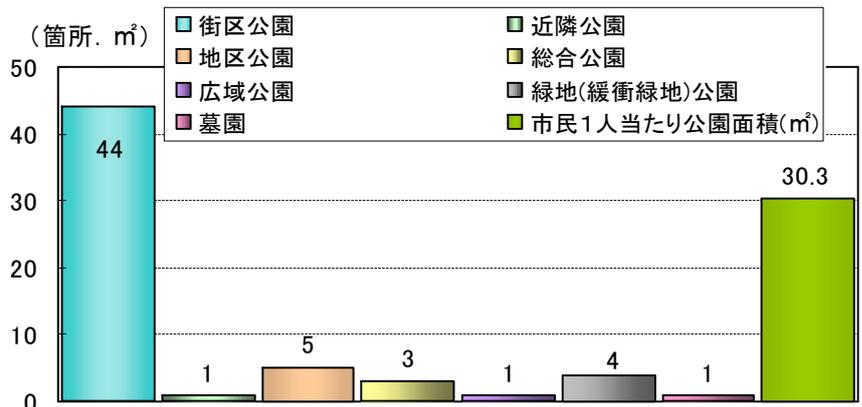
現状と課題

江汐公園、竜王山公園、物見山公園、緩衝緑地等大規模公園を有していることから、人口1人当たりの公園面積は、全国的にも高い水準にあります。

山林等の自然緑地も市街地周辺に比較的恵まれています。

身近な公園の未整備地区の解消や、都市公園の効率的な管理運営が求められています。

都市公園の開設現況



施策体系

(2) 公園・緑地の整備・保全

① 都市公園の整備・管理

② 緑地の保全

③ 緑化の推進

施策展開

① 都市公園の整備・管理

● 施策内容
都市公園の整備と適正な管理運営を推進します。

● 主な取り組み

② 緑地の保全

● 施策内容
恵まれた緑地の保全を図ります。

● 主な取り組み

③ 緑化の推進

● 施策内容
都市にうるおいをもたらす緑化を推進します。

● 主な取り組み

9 誰もが快適に暮らせるまちづくり

(3) 上水道の整備

基本方針

上水道における老朽化施設の機能回復と増強、非常時に対応できる水道施設の構築、水質基準の高度化に対応する水質検査体制の整備を図ります。また、旧山陽町と旧小野田市の送水管の相互利用による供給体制の整備、水資源の有効活用と環境保全、健全経営の維持と市民サービスの向上を図ります。

目標指標

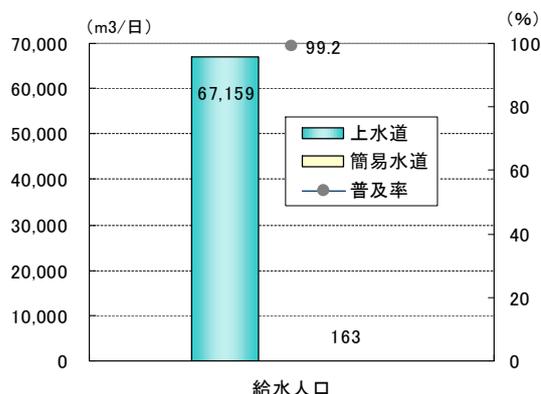
指 標	説 明	現 状	H24	H29
水道普及率	(給水人口/行政区域内人口) × 100	99.2%	～	
水道有効率	(年間総有効水量/年間総配水量) × 100	94.6%	～	
水道有収率	(年間総有収水量/年間総配水量) × 100	87.0%	～	
水道施設利用率	(1日平均配水量/1日配水能力) × 100	58.4%	～	

現状と課題

水道水の供給は、小野田地区が昭和6年より、山陽地区が昭和27年より開始され、平成17年度の給水人口は67,322人、水道の普及率は99.21%となっており、将来に渡って安全な水の安定供給が図れる体制づくりが求められています。

上水道は市民の生命と生活を守る基盤施設であり、将来に渡って安全でおいしい水道水の供給を目指して、長期的視野に立って計画的に水道施設を整備する必要があります。

水道施設の状況



施策体系

(3) 上水道の整備

① 安心・快適な給水の確保

② 供給体制の充実

③ 環境エネルギー対策の強化

④ 運営基盤の強化と市民サービスの向上

施策展開

① 安心・快適な給水の確保

● 施策内容

水道水の安心・快適な給水を確保するため、老朽化施設の機能回復と増強を図るとともに、水質基準の高度化に対応する水質検査体制の整備を図ります。

● 主な取り組み

② 供給体制の充実

● 施策内容

非常時に対応できる水道施設の構築を図ります。

● 主な取り組み

③ 環境エネルギー対策の強化

● 施策内容

水資源の有効活用を図るため、漏水の防止を図るとともに、水源域の環境保全を図ります。

● 主な取り組み

④ 運営基盤の強化と市民サービスの向上

● 施策内容

水道事業経営の健全化を図るため、効率的な事業運営を強化するとともに、市民サービスの向上を図ります。

● 主な取り組み

9 誰もが快適に暮らせるまちづくり

(4) 下水道の整備

基本方針

下水道整備の基本方向として、第1に污水管網の整備、第2に污水处理施設の整備・改築更新、さらに、合流改善を図っていきます。

また、市全域の快適な生活環境を実現するために農業集落排水事業を実施すると共に下水道認可区域外における浄化槽の設置推進を図っていきます。

目標指標

指 標	説 明	現 状	H24	H29
公共下水道事業整備人口（人）		28,900	～	37,300
農業集落排水事業整備計画戸数率（%）	供用戸数／対象戸数	94	～	100

現状と課題

平成17年度末の当市の公共下水道普及率は43.1%であり、全国平均69.3%、県平均53.3%に大きく遅れをとっています。

現状では市全域の生活環境改善として、公共下水道と合わせて、農業集落排水や浄化槽整備と併せ、トイレの水洗化を推進しています。

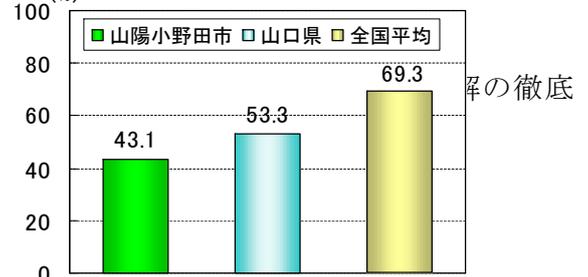
公共下水道は、生活環境の改善、さらには閉鎖性水域である瀬戸内海の富栄養化を防ぐ

観点からもより一層の普及率の向上が求められて

汚水整備については、投資効果に着目した整備

による水洗化率の向上を図る必要があります。

公共下水道の普及現況
(%)



施策体系

(4) 下水道の整備

① 公共下水道の整備

② 農業集落排水の整備

③ 浄化槽整備の推進

施策展開

① 公共下水道の整備

● 施策内容

公共下水道の整備を図るため、汚水管網、污水处理施設の整備及び改築更新を行うとともに、合流渠からの雨天時放流水質基準の改善を図ります。

● 主な取り組み

② 農業集落排水の整備

● 施策内容

快適な生活環境を実現するため、農業集落排水事業を進めます。

● 主な取り組み

③ 浄化槽整備の推進

● 施策内容

下水道認可区域外では、浄化槽の設置を推進します。

● 主な取り組み

9 誰もが快適に暮らせるまちづくり

(5) 生活交通網の充実

基本方針

円滑な生活環境を形成するため、市道や生活道路を整備し、交通網を充実させていきます。また、合わせて、省資源・省エネルギーの観点から、公共交通機関の利便性向上やその利用を促進していきます。

目標指標

指 標	説 明	現 状	H24	H29
道路改良率		66.2%	～	
駅の乗降客数（万人）		215	～	220
バスの利用者数（万人）		48	～	50

現状と課題

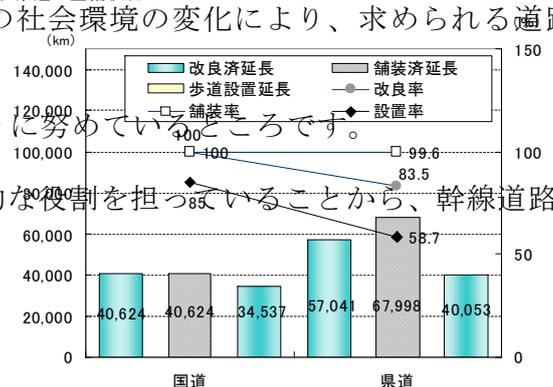
市内には364路線の市道や多くの生活道路があり、舗装率は高いものの、幅員が狭く見通しが悪い路線もあり、多くの課題を残しています。

また、近年、生活様式の多様化、高齢化等の社会環境の変化により、求められる道路も多様化し、特に人にやさしい交通環境づくりに努めているところです。

市道は、幹線道路の交通渋滞を緩和するための補助的な役割を担っていることから、幹線道路の整備に合わせていくことも必要です。

まだまだ、多くの路線で拡幅改良が必要であり、既存の道路の老朽化対策も並行して行う必要があります。

国・県道の整備状況



施策体系

(5) 生活交通網の充実

① 生活道路の整備

② 公共交通機関の利用促進

施策展開

① 生活道路の整備

● 施策内容
交通網を充実させるため、市道や生活道路の整備を推進します。

● 主な取り組み

② 公共交通機関の利用促進

● 施策内容
公共交通機関の利用促進を図るため、既存交通施設の機能向上と交通機関の円滑な運営を図ります。

● 主な取り組み

9 誰もが快適に暮らせるまちづくり

(6) 美しいふるさとと景観づくり

基本方針

市民の景観に対する意識の高揚を図っていきます。また、良好な街並み景観の形成のため、各種施策を推進していきます。

目標指標

指標	説明	現状	H24	H29
景観サポーター（人）	県制度	58人	～	増やす
			～	
			～	

現状と課題

景観や快適さに対するニーズが高まっています。景観法の全面的な施行により、良好な景観の形成に対する施策が望まれています。

良好な景観の形成のためには、市民に対する十分な説明と市民の理解と協力が不可欠です。

このため、市民一人ひとりがまちづくりの主役であり、地域社会の共有財産であるまちの美しさは自分達でつくるという意識の高揚が必要です。

施策体系

(6) 美しいふるさと
景観づくり

① 景観に対する意識の高揚

② 地域の個性ある景観の形成

施策展開

① 景観に対する意識の高揚

● 施策内容
良好な景観を形成するため、市民の
景観に対する意識の高揚を図ります。

● 主な取り組み

② 地域の個性ある景観の形成

● 施策内容
良好な街並み景観の形成のため、各種
施策を進めます。

● 主な取り組み

10 資源循環型社会のまちづくり

(1) 省資源・循環型ライフスタイルへの転換

基本方針

リサイクル事業として、プラスチック容器包装を分別収集し、再資源化の推進を図るため、ストックヤード、圧縮設備の整備を行っていきます。市民生活においては、ごみの排出量のさらなる抑制や省エネルギー対策を推進します。

目標指標

指 標	説 明	現 状	H24	H29

現状と課題

資源やエネルギーを浪費した便利さや快適さを過度に追求する生活は転換期にさしかかってきています。

地球の温暖化防止のための二酸化炭素排出削減等を通じた環境保全を推進していきます。

施策体系

(1) 省資源・循環型ライフスタイルへの転換

① リサイクル型社会の推進

② 省資源・省エネルギー対策の推進

③ 循環型社会形成の推進

施策展開

① リサイクル型社会の推進

● 施策内容
 廃棄物処理計画を推進するとともに、リサイクル事業としてプラスチック容器包装を分別収集し、再資源化の推進を図ります。

● 主な取り組み

② 省資源・省エネルギー対策の推進

● 施策内容
 市民生活におけるごみの排出量のさらなる抑制や省エネルギー対策を推進します。

● 主な取り組み

③ 循環型社会形成の推進

● 施策内容
 循環型社会の形成を図るため、循環・共生・参加のまちづくりを推進します。

● 主な取り組み

10 資源循環型社会のまちづくり

(2) 環境衛生の向上

基本方針

一般廃棄物処理を効率的に進めるため、ごみ処理施設及びし尿処理施設の整備、最終処分地の確保を図るとともに、廃棄物の減少化・再資源化に向けて廃棄物リサイクルの推進を行います。また、自発的な環境美化運動を育成するための事業を実施します。

築後25年以上経過し、老朽化した斎場を整備するとともに、霊園の整備を進めます。

目標指標

指 標	説 明	現 状	H24	H29
市民1人当り燃やせるごみの排出量	(単位 k g /年)	278	～	
市事業所ゴミ燃やせるごみ排出量	(単位 t /年)	4,730	～	
一般家庭燃やせるごみ排出量	(単位 t /年)	18,837	～	
資源ごみ収集量	(単位 t /年)	3,186	～	
環境美化活動参加者数		225	～	400

現状と課題

一般廃棄物の処理、し尿の処理、火葬

は市の固有の事務であり、長期的に安

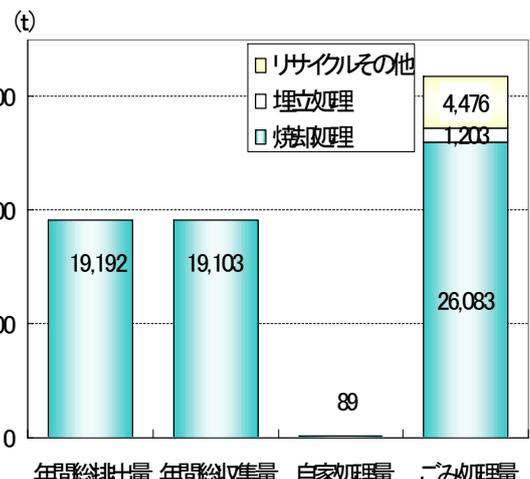
処理が求められています。

また、墓地については自治体、宗教法

公益法人にのみ経営許可が与えられま

民間が参入できないため、恒常的に墓地が不

ごみ処理の状況



施策体系

(2) 環境衛生の向上

① 一般廃棄物処理体制の充実

② し尿処理体制の充実

③ 産業廃棄物処理対策の促進

④ 斎場・霊園の整備

⑤ 環境衛生の向上

施策展開

① 一般廃棄物処理体制の充実

● 施策内容
ごみ処理施設の整備を図ります。

● 主な取り組み

② し尿処理体制の充実

● 施策内容
し尿処理施設の整備を図ります。

● 主な取り組み

③ 産業廃棄物処理対策の促進

● 施策内容
廃棄物リサイクルの推進と最終処分地を確保します。また、不法投棄の撲滅に向けた啓発を行います。

● 主な取り組み

④ 斎場・霊園の整備

● 施策内容
老朽化した斎場の整備を図るとともに、霊園の整備を進めます。

● 主な取り組み

⑤ 環境美化の推進

● 施策内容
自発的な環境美化運動を育成
するため、各種事業を推進しま
す。

● 主な取り組み